

令和 8 年度公共用水域及び地下水の水質測定調査業務委託仕様書

(1) 趣旨

この仕様書は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項の規定により作成された「令和 8 年度公共用水域及び地下水の水質検査（採水・分析）計画」等に基づいて宮崎県が行う公共用水域及び地下水の水質測定調査業務の委託について、その細則を定めるものである。

(2) 分析項目及び検体数

公共用水域及び地下水の水質測定調査については、別紙 1 のとおりとし、硫黄山周辺河川の水質測定調査については、別紙 2 のとおりとする。

(3) 採水、分析頻度等

① 公共用水域

採水及び分析頻度は、別添の「令和 8 年度公共用水域水質検査（採水・分析）計画」のうち、委託分によるものとする。なお、採水地点については別途指示する。

② 地下水

採水及び分析頻度は、別添の「令和 8 年度地下水質検査（採水・分析）計画」のうち、委託分によるものとする。なお、採水は県の保健所が行う。

③ 硫黄山周辺河川

採水及び分析頻度は、別紙 2 のとおりとする

(4) 採水方法等

① 公共用水域

ア 全ての測定項目について

採水方法は、原則として「水質調査方法（昭和 46 年 9 月 30 日環水管第 30 号）」によるものとする。また採水の都度、各採水地点の採水状況及び公共用水域の状況について写真撮影を行うこと。

イ 電気伝導率について

ふっ素又はほう素を測定する地点については、ふっ素又はほう素を測定する日に合わせて、電気伝導率を測定すること。

② 地下水

ア 採水容器の準備

採水容器は受託者が準備し、採水容器に必要事項を記入したラベル（表 1）並びに保健所名及び検体番号を記入したビニルテープ（水に濡れても検体が判別できるもの）等を採水容器に貼付の上、保健所へ送付するものとする。

なお、保健所への採水容器の送付日は、保健所から事前に受託者へ連絡

するものとする。

イ 検体の引渡し

保健所における引渡し又は送付によることとし、送付に要する費用については、受託者が負担するものとする。また、検体引渡し時に検体内容表（表2）を添付するものとする。

なお、検体の採水日及び引渡し日は、祝休日前日に設定しないものとし、その他詳細については保健所と受託者が協議して決定するものとする。

（表1）

保健所名	_____	保健所	
採水年月日	令和 年 月 日		令和8年度地下水質測定
検体番号	_____	-----	計画の番号を記入
分析項目	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg	-----	分析項目を記入

（表2） 検体内容表 () 保健所

	検体番号 (計画番号)	分析項目	検体量
1		※分析項目を記入 (例) Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、PCB、 塩化ビニルモノマー、チウラム、シマジン、Se、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F、B	※検体量を記入 (例) 0.1L 2本 1.0L ホリ 2本 1.0L ガラス 3本
2		※分析項目を記入	※検体量を記入

③ 硫黄山周辺河川

採水方法は、原則として「水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号）」によるものとする。また、採水の都度、各採水地点の採水状況及び公共用水域の状況について写真撮影を行うこと。

（5）分析方法

分析方法は、別紙3によるものとする（硫黄山周辺河川の分析方法は公共水域の分析方法に準ずる。）。

別紙1に○印で示す項目については、試料採取後、速やかに分析を実施すること。また、その他の項目については、日本産業規格（以下「規格」という。）K0094及び河川水質試験方法(案)（平成21年3月国土交通省水質連絡会）に記載する保存期間の目安に準じて、速やかに分析を実施すること。

(6) 数値の取扱い

数値の取扱いは、原則として「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（令和7年2月14日環水大管発第2502142号環境省水・大気環境局長）」によるものとし、各測定項目における報告下限値については別紙1によるものとする。

(7) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(8) 報告方法

① 公共用水域及び地下水

分析結果の報告は、検体の採取後30日以内に、公共用水域分析結果については計量証明書及び県から提供する別紙4の電子データを、地下水分析結果については計量証明書をもって県へ報告を行うものとする。ただし、次に掲げる場合については、別途、電話その他連絡の方法により直ちに県へ連絡し、状況、測定結果等を書面により報告するものとする。

ア 工事等のやむを得ない理由により通常の採水地点と異なる地点で採水を行った場合

イ 目視等により明らかに通常の水質と異なる状態での採水を行った場合

ウ 分析結果が環境基準値又は指針値を超えた場合

エ その他受託者が異常と認める場合

② 硫黄山周辺河川

分析結果の報告は、検体の採取後7日以内に、計量証明書をもって県へ報告を行うものとする。ただし、次に掲げる場合については、別途、電話その他連絡の方法により直ちに県へ連絡し、状況、測定結果等を書面により報告するものとする。

ア 工事等のやむを得ない理由により通常の採水地点と異なる地点で採水を行った場合

イ 目視等により明らかに通常の水質と異なる状態での採水を行った場合

ウ その他受託者が異常と認める場合

(9) その他関係事項

① 採水から分析までの経過及び分析結果算出根拠を記録し、2年間保存すること。

② 県は、必要に応じて、当該契約に係る業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査を実施できるものとする。検査の結果、不備な点を認め改善を求めた場合は、これに従うこと。

③ 令和8年度公共用水域水質検査（採水・分析）計画で予定していた調査月等を変更する場合は事前に県に連絡し、承認を得ること。

④ 採水の際に必要な届出については適宜届出を行うこと。

(仕様書別紙1)

項目	年間検体数		※1	報告下限値 ※2	
	公共用水域	地下水		公共用水域・地下水共通	
	採水・分析	分析のみ			
カドミウム	68	47		0.0003	mg/L
全シアン	18	48		0.1	mg/L
鉛	74	52		0.001	mg/L
六価クロム	22	49		0.01	mg/L
砒素	102	51		0.001	mg/L
総水銀	26	46		0.0005	mg/L
アルキル水銀	12			0.0005	mg/L
P C B	4	46		0.0005	mg/L
ジクロロメタン	36		○	0.002	mg/L
四塩化炭素	36		○	0.0002	mg/L
1,2-ジクロロエタン	36		○	0.0004	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	36		○	0.002	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	36		○	0.004	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	38		○	0.005	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	36		○	0.0006	mg/L
トリクロロエチレン	38		○	0.001	mg/L
テトラクロロエチレン	38		○	0.001	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	36		○	0.0002	mg/L
チウラム	34	45	○	0.0006	mg/L
シマジン	34	45	○	0.0003	mg/L
チオベンカルブ	34	45	○	0.002	mg/L
ベンゼン	36		○	0.001	mg/L
セレン	36	47		0.001	mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	116	47		0.1	mg/L
ふっ素	24	52		0.08	mg/L
ほう素	24	49		0.01	mg/L
1,4-ジオキサン	12			0.005	mg/L
クロロエチレン		73	○	0.0002	mg/L
水素イオン濃度 (pH)	1,012			-	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	724			0.5	mg/L
浮遊物質 (SS)	724			1	mg/L
溶存酸素量 (DO)	964			0.5	mg/L
大腸菌数	964			1	CFU/100ml
全亜鉛	76			0.001	mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	240			0.5	mg/L
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	112			0.5	mg/L
全窒素	238			0.05	mg/L
全燐	238			0.003	mg/L
ノニルフェノール	73			0.00006	mg/L
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	75			0.0006	mg/L
底層DO	8			0.5	mg/L
小計	6,490	742			
E P N		45	○	0.0006	mg/L
フェノール類	2			0.05	mg/L
銅	48			0.01	mg/L
溶解性マンガン	16			0.02	mg/L
全クロム	4			0.05	mg/L
P F O S及びP F O A	12	11		0.0000003	mg/L
アンモニア性窒素	52			0.05	mg/L
トリハロメタン生成能	24			0.004	mg/L
透明度	8			-	
全有機炭素 (TOC)	40			-	
電気伝導率	24			-	
小計	230	56			
総検体数	6,720	798			

※1 : ○の項目は、試料採取後速やかに測定する。

※2 : 機器の都合等により報告下限値が記載の値を上回る場合は、予め県に申し出て協議等を行うこと。

公共用水域の水質の測定方法

測定項目		測定方法	
健康項目	カドミウム	Cd	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)別表1に記載の方法
	全シアン	CN	同上
	鉛	Pb	同上
	六価クロム	Cr(VI)	同上
	砒素	As	同上
	総水銀	T-Hg	同上
	アルキル水銀	R-Hg	同上
	PCB		同上
	ジクロロメタン		同上
	四塩化炭素		同上
	1,2-ジクロロエタン		同上
	1,1-ジクロロエチレン		同上
	シス-1,2-ジクロロエチレン		同上
	1,1,1-トリクロロエタン		同上
	1,1,2-トリクロロエタン		同上
	トリクロロエチレン	TCE	同上
	テトラクロロエチレン	PCE	同上
	1,3-ジクロロプロペン		同上
	チウラム		同上
	シマジン		同上
	チオベンカルブ		同上
	ベンゼン		同上
	セレン	Se	同上
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	NO ₃ -N NO ₂ -N	同上
	ふっ素	F	同上
	ほう素	B	同上
1,4-ジオキサン		同上	
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)別表2に記載の方法
	生物化学的酸素要求量	BOD	同上
	浮遊物質	SS	同上
	溶存酸素量	DO	同上
	大腸菌数		同上
	全亜鉛	Zn	同上
	化学的酸素要求量	COD	同上
	n-ヘキサン抽出物質	油分等	同上
	全窒素	T-N	同上
	全燐	T-P	同上
	ノニルフェノール		同上
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	LAS	同上
底層DO		同上	

測定項目		測定方法	
特殊項目	フェノール類		昭和49年9月環境庁告示第64号（排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）に記載の方法
	銅	Cu	同上
	溶解性マンガン	Mn	同上
	全クロム	T-Cr	同上
要監視項目	PFOS及びPFOA		令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表の方法
その他の項目	アンモニア性窒素	NH ₄ -N	上水試験方法Ⅱ-4-9に定める方法
	トリハロメタン生成能		平成6年環水管第149号・環水規第163号（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の施行について）の7に掲げる方法（平成7年環境庁告示第30号（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法）別表に掲げる方法に準ずる方法）
	透明度		海洋観測指針に掲げる方法
	全有機炭素	TOC	規格K0102-1 19.2に定める方法
	電気伝導率	EC	規格K0102-1 13に定める方法

地下水質の測定方法

測定項目		測定方法	
カドミウム	Cd		平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）別表に記載の方法
全シアン	CN		同上
鉛	Pb		同上
六価クロム	Cr(VI)		同上
砒素	As		同上
総水銀	T-Hg		同上
PCB			同上
クロロエチレン			同上
チウラム			同上
シマジン			同上
チオベンカルブ			同上
セレン	Se		同上
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	NO ₃ -N NO ₂ -N		同上
ふっ素	F		同上
ほう素	B		同上
EPN			平成5年環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表1の第1又は第2に掲げる方法
PFOS及びPFOA			令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表の方法

地点統一番号	類型	達成期間	調査年度	水域名	地点名	調査担当機関種類		枚目/枚数	
						県			
		採取月日	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	
		採取時刻	: :	: :	: :	: :	: :	: :	
		調査機関種類(1:県、2:国、3:市町村)							
一般項目	0103	天候							
	0104	気温(°C)	(°C)						
	0105	水温(°C)	(°C)						
	0106	流量(m ³ /s)	(m ³ /s)						
	0107	採取位置							
	湖沼海域	0108	採取水深(m)	(m)					
		0109	全水深(m)	(m)					
0110		透明度(m)	(m)						
生活環境項目	0201	pH							
	0202	DO	(mg/L)						
	0203	BOD	(mg/L)						
	0204	COD	(mg/L)						
	0205	SS	(mg/L)						
	0210	大腸菌数	(CFU/100mL)						
	0207	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)						
	0208	全窒素	(mg/L)						
	0209	全燐	(mg/L)						
	0403	亜鉛	(mg/L)						
	0221	ノニルフェノール	(mg/L)						
	0001	LAS	(mg/L)						
	0551	底層DO	(mg/L)						
	健康項目	0301	カドミウム	(mg/L)					
		0302	全シアン	(mg/L)					
0304		鉛	(mg/L)						
0305		六価クロム	(mg/L)						
0306		砒素	(mg/L)						
0307		総水銀	(mg/L)						
0308		アルキル水銀	(mg/L)						
0309		PCB	(mg/L)						
0310		ジクロロメタン	(mg/L)						
0311		四塩化炭素	(mg/L)						
0312		1,2-ジクロロエタン	(mg/L)						
0313		1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)						
0314		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)						
0315		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)						
0316		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)						
0317		トリクロロエチレン	(mg/L)						
0318		テトラクロロエチレン	(mg/L)						
0319		1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)						
0320		チウラム	(mg/L)						
0321		シマジン	(mg/L)						
0322		チオベンカルブ	(mg/L)						
0323		ベンゼン	(mg/L)						
0324		セレン	(mg/L)						
0513		硝酸性窒素	(mg/L)						
0512		亜硝酸性窒素	(mg/L)						
0525	硝酸性・亜硝酸性窒素	(mg/L)							
0407	ふっ素	(mg/L)							
0819	ほう素	(mg/L)							
0325	1,4-ジオキサン	(mg/L)							
特殊項目	0401	フェノール類	(mg/L)						
	0402	銅	(mg/L)						
	0405	マンガン(溶解性)	(mg/L)						
	0406	クロム	(mg/L)						
要監視項目	0002	PFOS及びPFOA	(mg/L)						
その他の項目	0511	アンモニウム態窒素	(mg/L)						
	0651	トリハロメタン生成能	(mg/L)						
	0256	ふん便性大腸菌群数	(個/100mL)						
	0571	TOC	(mg/L)						
	0601	電気伝導率	(μS/cm)						

※黄色の網掛け部分は必須入力事項です。